

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 7 4 号
件 名	介護保険料納入済額のお知らせの金額誤りについての対応の改善を求めることについて
要 旨	<p>1月に新潟市報道資料を発出しているが、市側のミスであることを明確にすべきであり、ここに記載されている、原因、再発防止策等からは読み取ることができず、場合によっては委託業者がミスしたとも受け取れる内容である。市民からの問合せが多数あったと聞いています。</p> <p>前回、「介護保険行政の信頼回復を求める」として、陳情書を提出したが、新潟市職員措置請求書が出されている等として、付託されませんでした。その審査結果の通知が来ましたが、「その原因を委託業者がデータを抽出する際に、集計期間を誤って設定したため」と記載されていました。請求者は、委託業者が誤ったとは記載していません。業者が誤ったのであれば、請求書を提出しないのは当然です。昨年にも、介護保険料の特別徴収の誤りがあり、ホームページで第4報まで発出しています。市は記者会見を開く等し、市民に経過、原因、再発防止策等を説明する必要があります。</p> <p>約2,000万円の損害が発生しており、公金から補填されることになる。補填は、市職員からの拠出金で賄う等してはどうですか。責任の所在を明らかにし、公表すべきである。</p> <p>以上のことから、1、経過、原因、再発防止策等を明らかにし、市民に公表すること、2、損害額を市民に公表し、損害の補填を明らかにするとともに、全市職員の拠出を考慮すること、3、責任の所在を明らかにし、公表すること、4、市職員措置請求書の主張事実を請求者の請求と違う内容に書き換えないことを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和4年6月13日 市民厚生常任委員会
受 理	令和4年6月1日 第97号